

令和2年度第1回  
国民健康保険運営協議会  
協議資料

目次

第2期データヘルス計画中間評価(素案)	… P1
令和3年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について	… P2

加古川市  
国民健康保険課  
R 2.12.10 開催



## 第2期データヘルス計画中間評価（スケジュール案）について

令和2年12月10日（木）	第1回国民健康保険運営協議会
～令和3年1月中旬頃	中間評価素案作成
令和3年1月28日（木）	第2回国民健康保険運営協議会 中間評価素案の提示・説明
～令和3年2月中旬頃	中間評価素案への意見集約
～令和3年3月末	中間評価のホームページ掲載

## 令和3年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について

(1) 国民健康保険事業費納付金（総額）：県からの割当金 (単位:円)

	令和3年度仮算定	令和2年度確定額	増減	備考
A 国保事業費納付金	7,678,385,140	7,548,122,648	130,262,492	算定方法の変更による
(参考) 上記に折込済の激変緩和措置額	0	0	0	

※令和3年度仮算定に係る退職分の金額については令和2年度本算定における退職分の金額と同じ

(2) 納付金に必要な現年保険料（総額）：保健事業費や繰入金等を加減算 (単位:円)

	令和3年度	令和2年度	増減	備考
A 国保事業費納付金(再掲)	7,678,385,140	7,548,122,648	130,262,492	
B 加算調整(+)	310,823,000	308,836,000	1,987,000	
C 減算調整(△)	3,049,517,000	2,799,631,000	249,886,000	一般会計からの繰入額の増加納付金が増加したことにより県交付金が増加したため
D 必要現年保険料(A～Cの計)	4,939,691,140	5,057,327,648	△ 117,636,508	

(3) 保険料の過不足 (単位:円)

	令和3年度	令和2年度	増減	備考
D 納付金に必要な現年保険料(再掲)	4,939,691,140	5,057,327,648	△ 117,636,508	
E 当年度当初予算現年保険料見込	4,234,509,000	4,393,818,000	△ 159,309,000	被保険者数見込 △1.2%
F 保険料の過不足(E-D)	△ 705,182,140	△ 663,509,648	△ 41,672,492	
(参考) 当該年度末の国保基金残高見込	301,729,879	1,006,912,019	△ 705,182,140	令和元年度末 残高 1,666,013,019

(4) 今後のスケジュール予定

令和3年1月中旬  
～1月末

納付金確定額の通知 (県 → 市)  
納付金確定額を令和3年度当初予算編成に反映  
第2回国民健康保険運営協議会

## (追加) 保健事業の今後について

### (1) 令和2年度で終了する事業

#### 健診に行こう！わくわくプレゼントキャンペーン

概要	特定健診の受診率向上を目的に、健診受診者を対象に、各種プレゼントが抽選で当たるキャンペーン。				
対象者	当該年度中に特定健診等を受診した国民健康保険加入者				
終了理由	事業開始当初より、本事業は3年間の実施予定でした。3年目である令和2年度の実施を持ち、本事業は一旦終了します。 本事業の効果を引き続き検証し、今後の保健事業に活用していきます。				
事業結果	年度	特診受診率	前年比	応募者数	備考
	H29	34.8%	—	—	
	H30	34.6%	99.4%	4,579名	事業初年度
	R01	34.7%	100.3%	5,693名	新型コロナで2月受診減速

### (2) 令和2年度以降の新規事業（予定を含む）

#### ① かかりつけ医からの特定健診受診勧奨【R02～】

目的	特定健診未受診理由に「通院」を挙げる人が一定数存在する。対象者に特定健診個別協力医療機関での健診受診を勧め、受診率を向上させる。
実施理由	<p>かかりつけ医と患者は一定の信頼関係が既に出来ており、当該医院での健診であれば心理的ハードルが低いことや、かかりつけ医からの受診勧奨であれば対象者の心に響く可能性が高いこと、新型コロナ対応のため集団健診受診可能者が減少しており個別医療機関の利用率向上が急務であること、などから実施しました。</p> <p>加古川医師会を通じて、特定健診協力医療機関宛に周知していますが、個人情報取り扱いや、医療機関ごとの受け入れ可能状況が異なることなどから、対象者情報の提供については希望する医院のみを対象としています。</p>
対象者	<p>特定健診協力医療機関に通院する国民健康保険被保険者のうち、特定健診の対象となる者</p> <p>また、特定健診協力医療機関から照会があった場合に、次の条件に該当する対象者の一覧表を提供する。</p> <p>① 当該医療機関に3箇月連続で通院している。 ② 特定健診対象者で、今年度特定健診未受診かつ集団健診を未予約。</p>
事業内容	<p>特定健診協力医療機関に通院する国民健康保険被保険者のうち、特定健診の対象となる者に対して、かかりつけ医から特定健診の受診勧奨を行っていただくよう依頼しました。</p> <p>ただ、年度後半には既に受診や予約をした者も多く、全員に勧奨し続けるのは困難と考え、勧奨時に参考に出来る一覧表を下記の手順で提供します。</p> <p>① 情報提供依頼を、特定健診協力医療機関より受領する。 ② 市で対象者を抽出し、対象者の一覧表を返送する。 ③ 当該医療機関から、対象者に受診勧奨を行う。</p> <p>なお、令和2年12月4日時点で、事業状況は下記のとおりです。 照会…28医療機関、対象者…2,522名（うち前年度未受診1,805名）</p>

② 腎機能低下者への受診勧奨事業（予定）【R03～】

目的	既存事業で支援できていない、腎機能が低下しているおそれのある者に対して受診勧奨を行い、必要な医療・保健指導を受けることで腎機能を維持・改善する。
実施理由	現在の保健事業は、糖尿病に関係する数値（HbA1c）の悪化を指標として実施しています。 しかしながら、当該指標値が支援対象範囲外の人でも、腎機能が低下しているおそれのある人が存在し、そういった人に支援が行われていないという現状があります。これらの人を医療へ繋げ、悪化する前に対策してもらう事業です。
対象者	当該年度の特健健診結果が HbA1c が 6.4%以下であり、 ①尿たん白が（+）であり eGFR $\geq$ 60 の者 ②尿たん白が（+）であり eGFR30～59 の者 ③eGFR<30 の者 （特定健診受診時に生活習慣病3疾患治療中の者を除く）
事業内容	対象者を抽出し、文書・架電・訪問により、現状の確認を行い、必要に応じて通院等の勧奨を行う。

③ 特定保健指導実施者へのインセンティブ（予定）【R03～】

目的	特定保健指導の実施率向上を目的に、特定保健指導実施者を対象に、各種プレゼントが必ずもらえるキャンペーン。
実施理由	特定健診のプレゼントは、「健康に興味が無い人に興味を持たせる」という高いハードルでしたが、本事業は「健康に興味はある（健診を受けている）が、指導はされたくない」という、比較的低いハードルである。健診当日の保健指導を案内しても、「あまり時間が無い」「お腹が空いている」「自分は健康だと持っている」などの理由で断られるケースが見受けられるため、必ずもらえるプレゼントで参加の動機付けを行います。本事業は評価にも連動させるため、参加者の意欲継続にも繋がります。
対象者	特定保健指導を実施した者
事業内容	特定保健指導を実施した者に対し、参加状況や結果を評価して健康機器や健康食品など、健康意識を向上させる賞品をプレゼントする。これにより、特定保健指導の実施率向上と、自発的な健康の維持増進を図る。

※保険者努力支援制度においても、「本人の取組みを評価する」という項目が創設されており、本事業はその対象となる見込みです。